

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できるとしている。

鹿児島大学は、「進取の精神」・「進取の気風」を基本理念の中核として掲げ、それを涵養する大学のあり方を明らかにするため、2007年に鹿児島大学憲章を制定し、「学問の多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学」を目指している。特に教育においては、「高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、国際社会で活躍しうる人材を育成する」ことを掲げ学長のリーダーシップの下で推進している。そうした中で鹿児島大学の学長は、職員数約2400名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。鹿児島大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。また、他の同規模の地方総合大学の長の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	〔改定なし〕
理事	〔改定なし〕
理事(非常勤)	〔改定なし〕
監事	〔改定なし〕
監事(非常勤)	〔改定なし〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,600	千円 11,423	千円 4,071	千円 105 (通勤手当)	25.4.1		
A理事	千円 11,421	千円 8,402	千円 2,995	千円 24 (通勤手当)			
B理事	千円 11,446	千円 8,402	千円 2,995	千円 49 (通勤手当)	25.4.1		※
C理事	千円 11,421	千円 8,402	千円 2,995	千円 24 (通勤手当)	25.4.1		
D理事	千円 11,421	千円 8,402	千円 2,995	千円 24 (通勤手当)	25.4.1		
E理事	千円 11,213	千円 7,763	千円 2,916	千円 533 (広域手当) (通勤手当)		26.3.30	◇
F理事 (非常勤)	千円 320	千円 320	千円 0	千円 0			
A監事	千円 10,623	千円 7,795	千円 2,778	千円 49 (通勤手当)		26.3.31	※
B監事 (非常勤)	千円 960	千円 960	千円 0	千円 0			

※ 広域異動手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者で、異動等前後の官署間の距離及び異動等の直前の住居と異動等の直後の官署との間の距離がいずれも60Km以上である場合に支給されるものである。

※ 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 9,692 (58,932)	年 6 (39)	月 3 (0) H25.3.31		増額及び減額なし(経営協議会に諮り学長が決定)	
A理事	千円 1,140	年 1	月 0 H25.3.31		増額及び減額なし(経営協議会に諮り学長が決定)	※
理事 (非常勤)	千円	年	月		該当者なし	
監事	千円	年	月		該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月		該当者なし	

※ 「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

※ 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ 法人の長については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を行い、職員の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の実情を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
昇格	特に勤務成績が優秀で、且つ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

■特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。 (職員について)

- ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置の内容：
 - 一般職本給表（一）2級以下、一般職本給表（二）3級以下、海事職本給表（一）2級以下、海事職本給表（二）3級以下及び教育職本給表（一）2級以下について4.77%引下げ。
 - 一般職本給表（一）3级以上6級以下、一般職本給表（二）4级以上、海事職本給表（一）3级以上5級以下、海事職本給表（二）4级以上及び教育職本給表（一）3级以上4級以下について7.77%引下げ。
 - 一般職本給表（一）7级以上、海事職本給表（一）6级以上及び教育職本給表（一）5级以上について9.77%引下げ。
- ・諸手当関係の措置の内容：
 - 管理職手当について10%引下げ。
 - 期末手当及び勤勉手当について9.77%引下げ。
- ・国と異なる措置の概要：
 - 医療職本給表（一）、医療職本給表（二）、特任職員及び非常勤職員については適用除外。
 - 教育職本給表（二）、教育職本給表（三）について
 - ・実施期間：平成25年7月～平成26年3月
 - ・本給表関係の措置の内容：
 - 教育職本給表（二）2級、教育職本給表（三）2級の期末手当の役職段階別加算がないもの4%引き下げ。
 - 教育職本給表（二）2級、教育職本給表（三）2級の期末手当の役職段階別加算があるもの6%引き下げ。
 - 教育職本給表（二）3级以上、教育職本給表（三）3级以上 8%引き下げ
 - ・諸手当関係の措置の内容：管理職手当について10%引下げ。

(役員について)

- ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置の内容：9.77%引下げ。
- ・諸手当関係の措置の内容：期末特別手当 9.77%引下げ。
- ・国と異なる措置の概要：非常勤役員については適用除外。

■人事院勧告に関連して、以下の措置を講ずることとした。

- ・31歳以上39歳未満の職員について、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号給上位の号給に調整。
(平成25年4月1日施行)
- ・55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わない。
(平成26年1月1日施行)

■その他（平成26年1月1日施行）

- ・医学部・歯学部附属病院集中治療部及び救命救急センターに勤務する医師に対し救急勤務医手当を新設。（20,000円/回）
- ・医学部・歯学部附属病院に勤務する医師、医療職に対しヘリコプター搭乗手当を新設。
(医師 5,000円/回、医療職3,000円/回)
- ・医学部・歯学部附属病院の救命救急センターに勤務する医師及び看護職員に対し本給の調整額を支給。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1874人	44.9歳	6,092千円	4,596千円	44千円	1,496千円
事務・技術	441人	43.1歳	4,808千円	3,669千円	58千円	1,139千円
教育職種 (大学教員)	884人	49.0歳	7,347千円	5,509千円	40千円	1,838千円
医療職種 (病院看護師)	329人	39.2歳	4,898千円	3,713千円	35千円	1,185千円
技能・労務職種	9人	56.8歳	4,670千円	3,576千円	56千円	1,094千円
海事職種	13人	44.1歳	6,319千円	4,802千円	0千円	1,517千円
海技職種	21人	43.4歳	4,857千円	3,699千円	0千円	1,158千円
教育職種 (附属高校教員)	20人	38.4歳	6,409千円	4,855千円	74千円	1,554千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	58人	38.1歳	5,901千円	4,468千円	42千円	1,433千円
医療職種 (病院医療技術職員)	99人	40.7歳	4,975千円	3,770千円	58千円	1,205千円

※常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

※「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

※「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

※「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

※「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

※「教育職種(附属高校教員等)」には、附属特別支援学校教員を含む。

※「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

任期付職員	18人	44.3歳	5,309千円	3,983千円	59千円	1,326千円
特任職員	18人	44.3歳	5,309千円	3,983千円	59千円	1,326千円

※「特任職員」とは、学長が必要と認める特別な任務に従事させるため、期間を定めて雇用する職員を示す。

再任用職員	7人	62.9歳	3,247千円	2,769千円	34千円	478千円
事務・技術	1人					
医療職種 (病院看護師)	2人					
技能・労務職種	2人					
海技職種	1人					
医療職種 (病院医療技術職員)	1人					

※事務・技術、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種、海技職種及び医療職種(病院医療技術職員)について該当者がそれぞれ2名以下であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	265	33.3	3,496	2,729	32	767
事務・技術	67	43.2	2,770	2,303	37	467
教育職種 (大学教員)	2					
医療職種 (病院医師)	7	29.6	3,426	3,426	23	0
医療職種 (病院看護師)	136	28.3	3,746	2,842	20	904
技能・労務職種	7	56.8	3,329	2,497	87	832
医療職種 (病院医療技術職員)	46	29.8	3,727	2,861	57	866

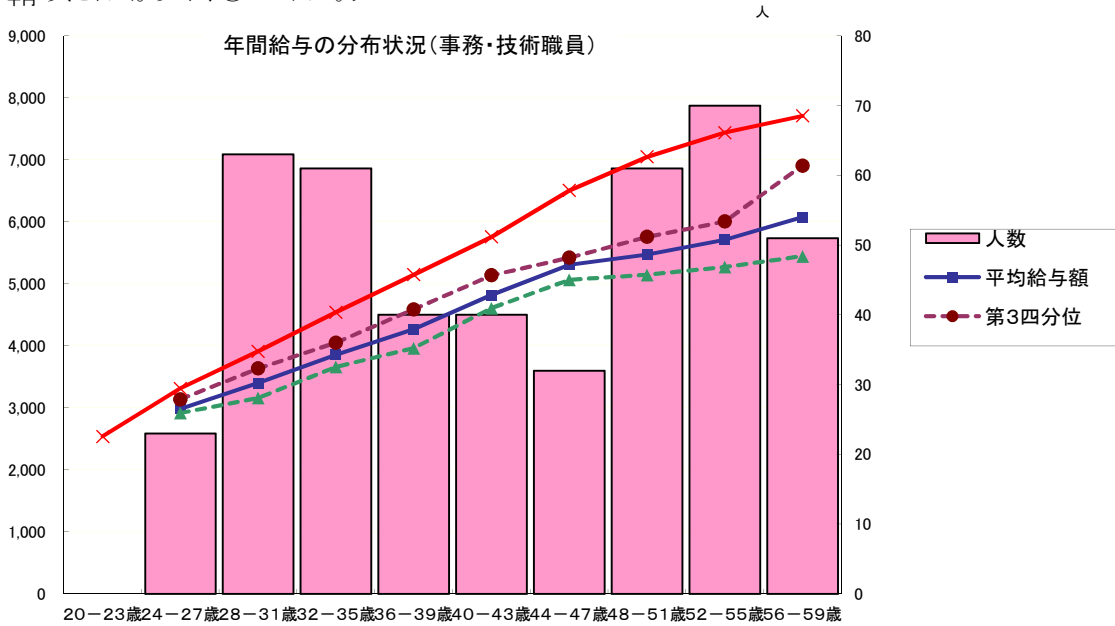
※教育職種(大学教員)について該当者が2名であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年俸制適用者

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付き職員	3	50.5	7,507	5,760	0	1,747
特任職員(年俸制)	3	50.5	7,507	5,760	0	1,747

※「在外職員」は、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員及び任期付職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

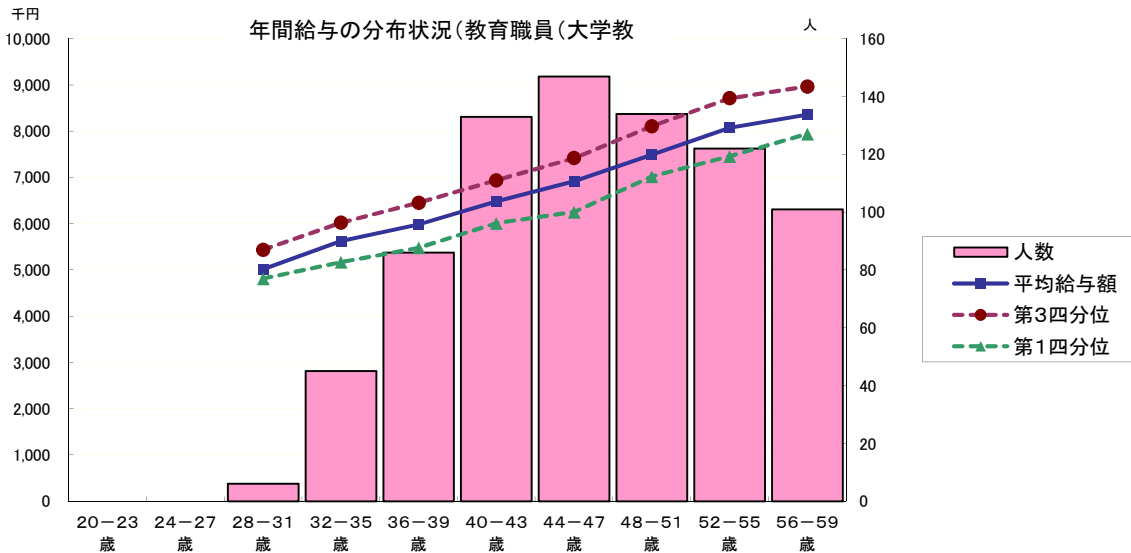


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	58.0	7,171	7,753	8,193		
課長	30	55.0	6,347	6,702	6,984		
課長代理	37	53.3	5,577	5,804	5,984		
係長	166	48.9	5,052	5,249	5,486		
主任	39	42.9	4,167	4,683	5,066		
係員	163	32.1	3,231	3,562	3,870		

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。
 ※「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。

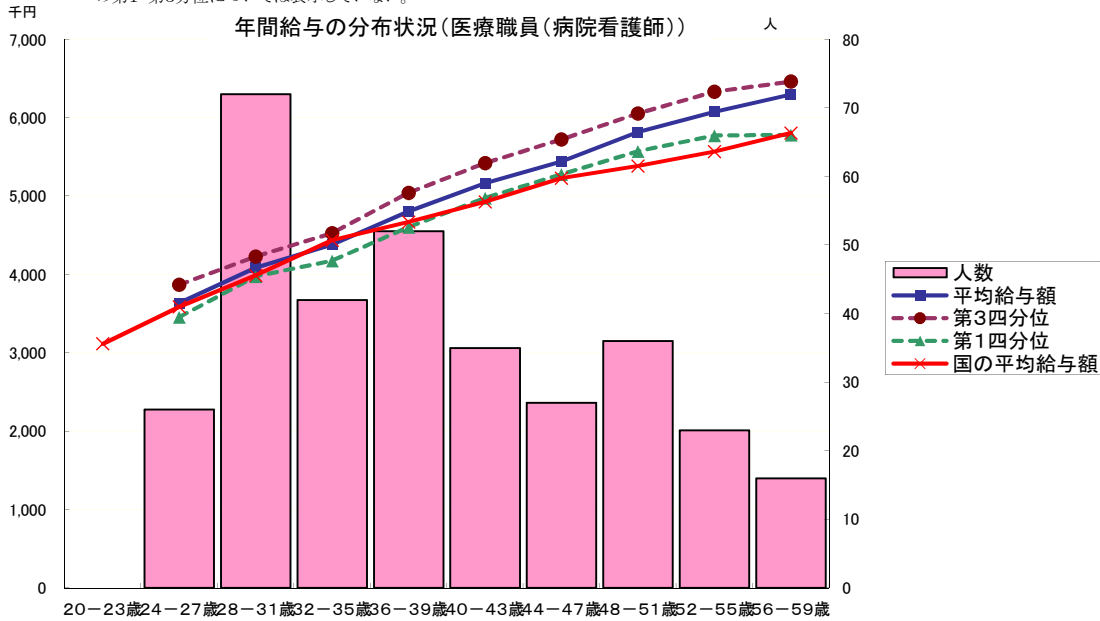


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	325	55.8	8,237	8,631	8,996		
准教授	273	46.3	6,721	7,051	7,459		
講師	73	47.2	6,425	6,740	7,264		
助教	206	42.6	5,516	5,836	6,189		
助手	3	45.2	—	5,348	—		
教務職員	4	48.5	—	4,941	—		

※上記分布状況中、20歳～27歳の該当者は0人であるため表示していない。

※「助手」及び「教務職員」の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—		
副看護部長	4	55.8	—	7,227	—		
看護師長	29	52.4	6,055	6,187	6,369		
副看護師長	63	44.6	5,249	5,482	5,845		
看護師	232	35.7	4,013	4,474	4,911		

※「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

※「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	係長・課長代理	課長代理・課長	課長・部長
人員(割合)	441	33 (7.5%)	136 (30.8%)	166 (37.6%)	64 (14.5%)	25 (5.7%)	13 (2.9%)
年齢(最高～最低)		50 ～ 24	42 ～ 27	58 ～ 35	59 ～ 46	59 ～ 51	59 ～ 47
所定内給与年額(最高～最低)		3,029 ～ 1,905	3,563 ～ 2,296	4,791 ～ 3,008	4,882 ～ 3,815	6,326 ～ 4,118	5,861 ～ 5,209
年間給与額(最高～最低)		3,870 ～ 2,482	4,644 ～ 2,991	6,246 ～ 3,888	6,539 ～ 5,065	8,066 ～ 5,543	7,677 ～ 6,905

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長			
人員(割合)	4 (0.9%)	()	()	()
年齢(最高～最低)	59 ～ 52	—		
所定内給与年額(最高～最低)	7,064 ～ 5,568	—		
年間給与額(最高～最低)	9,308 ～ 7,238	—		

※8・9・10級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	884	4 (0.5%)	209 (23.6%)	75 (8.5%)	272 (30.8%)	324 (36.7%)	()
年齢(最高～最低)		57 ～ 38	64 ～ 28	63 ～ 30	64 ～ 32	64 ～ 40	
所定内給与年額(最高～最低)		4,000 ～ 3,484	5,218 ～ 3,452	6,015 ～ 3,348	6,366 ～ 3,859	8,049 ～ 4,753	
年間給与額(最高～最低)		5,272 ～ 4,509	6,673 ～ 4,557	7,779 ～ 4,437	8,276 ～ 5,172	10,863 ～ 6,565	

※6級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位			看護師	副看護師長	看護師長・副看護師長	副看護部長	看護部長	
人員(割合)	329人	人	232人 (70.5%)	64人 (19.5%)	28人 (8.5%)	4人 (1.2%)	1人 (0.3%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		歳	59歳 ～ 24	59歳 ～ 32	59歳 ～ 46	58歳 ～ 53	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	4,485千円 ～ 2,456	4,754千円 ～ 3,111	4,951千円 ～ 4,335	5,539千円 ～ 5,372	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	5,952千円 ～ 3,265	6,280千円 ～ 4,164	6,697千円 ～ 5,781	7,285千円 ～ 7,123	千円	千円

※1級及び7級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

※6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% 48.3～32.7	% 41.8～30.1	% 44.8～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.1	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% 41.1～31.9	% 38.3～29.4	% 38.2～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 65.1	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.1	% 34.9	% 35.9
	最高～最低	% 48.9～33.0	% 45.1～30.5	% 45.3～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.4	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 32.6	% 33.9
	最高～最低	% 44.7～32.1	% 41.4～29.7	% 43.0～30.9

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.5	% 63.9	% 62.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.5	% 36.1	% 37.7
	最高～最低	% 45.2～33.9	% 41.8～31.9	% 43.4～34.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 41.1～32.0	% 38.3～29.6	% 39.7～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	80.9
対他の国立大学法人等	90.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	90.6
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	104.0
対他の国立大学法人等	96.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	80.9
	参考	地域勘案 88.2 学歴勘案 80.5 地域・学歴勘案 88.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.85%】 (国からの財政支出額 20,470,488,000円、支出予算の総額 48,908,519,000円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 8.2%】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 64.2%】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 29.8%】 (支出総額48,908,518,992円、給与・報酬等支給総額14,559,975,994円：平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】本学の給与水準は、国家公務員の給与水準を考慮したものであり、上記の状況、また指数の状況より、適切であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきました</p>	
講ずる措置	引き続き国の施策を踏まえ、人件費の抑制に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	104.0
	参考	地域勘案 106.3 学歴勘案 103.2 地域・学歴勘案 105.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	医療職員については特例法に基づく国家公務員の給与の見直しにかかる減額を実施していないため。	
給与水準の適切性の検証	<p>【管理職の割合 1.5%】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 36.2%】</p> <p>その他については上記事務・技術職員と同様</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。</p>	
講ずる措置	引き続き国の施策を踏まえ、人件費の抑制に努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

89.6

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	14,319,421	14,559,975	△ 240,554 (△1.7)	△ 882,003 (△5.8)
退職手当支給額 (B)	1,518,419	1,796,347	△ 277,928 (△15.5)	△ 224,845 (△12.9)
非常勤役職員等給与 (C)	5,018,705	4,875,684	143,021 (2.9)	907,682 (22.1)
福利厚生費 (D)	2,573,289	2,471,910	101,379 (4.1)	289,607 (12.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	23,429,836	23,703,918	△ 274,082 (△1.2)	90,442 (0.4)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置等により前年度に比し約1.7%の減となった。
- ・「最広義人件費」については、「給与、報酬等支給総額」の減、退職者減に伴う退職給付金の減、非常勤職員の増加並びに掛率の改正による福利厚生費の増により約1.2%の減となった。

②「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、国家公務員退職手当法に準じた調整率(100分の87)を乗ずるとともに、平成25年1月1日から同年9月30日までの間における調整率を100分の98とし、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における調整率を100分の92とする経過措置を設けた。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし